

介護予防認知症対応型通所介護サービス 重要事項説明書

当事業所は、老人福祉法による養護老人ホームに併設されている指定介護予防地域密着型サービスの中の認知症対応型通所介護事業所で、介護保険法による指定を受けています。

指定介護予防認知症対応型通所介護
(豊岡市指定第2894400098号)

当事業所は、ご利用者に対し指定介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設・事業所経営法人

- | | |
|------------------|---|
| 1) 法人名 | 社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 |
| 2) 法人所在地 | 神戸市西区曙町1070 |
| 3) 電話番号 | 078-929-5655 |
| FAX番号 | 078-929-5688 |
| 4) 代表者氏名 | 理事長 藪本 訓弘 |
| 5) 設立年月日 | 昭和39年7月1日 |
| 6) インターネットアドレス番号 | http://www.hwc.or.jp |

2. ご利用施設・事業所の概要

- | | |
|-------------|---|
| 1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上2階 |
| 2) 建物の延べ床面積 | 2,343㎡
(内、介護予防認知症対応型通所介護
使用部分46㎡) |
| 3) 施設の周辺環境 | 豊岡市日高町中心市街地の一角に位置し、静かな住宅街にあり
また、交通の便も良い所にあります。 |

3. ご利用施設

(1) 事業の種類

指定介護予防認知症対応型通所介護事業
平成22年4月12日指定

(2) 事業の目的

介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称

ことぶき苑介護予防認知症対応型通所介護事業所

(4) 施設の所在地

〒 669-5305
兵庫県豊岡市日高町祢布1304

交通機関

- ・ JR山陰線「江原」駅より徒歩20分
- ・ 全但バス「寿」停留所より徒歩1分

(5) 電話番号及びFAX番号

TEL : 0796-42-0430
FAX : 0796-42-0517

(6) 事業所長（管理者） 氏名

前田 ちなみ

(7) 当事業の運営方針

利用者の人権やその人らしさを尊重し、常に利用者の立場に立った居宅サービスの提供につとめるとともに、利用者が有する個々の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目指した運営をいたします。

(8) 開設年月日

平成22年4月12日 開設

(9) 利用定員

12名

(10) 併設施設・事業所が行っている業務

養護老人ホーム
特定施設入居者生活介護

居宅介護支援
訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
障害者居宅介護
短期入所生活介護

(11) 通常の事業の実施地域
豊岡市日高町全域

(12) 営業日及び営業時間
認知症対応型通所介護事業
営業日 通常 月曜日から金曜日
(ただし12月29日～1月3日を除く)
受付時間 8時30分～17時30分
サービス提供時間 9時30分～17時00分
(通常の時間以外については、その都度ご相談に応じます)

(13) 居室の概要
当事業所では以下の設備をご用意しています。
(特養と共用の部分を含んでいます。)

居室・設備の種類	面積	備考
食堂及び機能訓練室	42.0㎡	
静養室	44.1㎡	共用
相談室	21.42㎡	共用
浴室（一般浴室）	5.94㎡	
事務室	5.58㎡	
便所	8.37㎡	
厨房等	52.5㎡	共用

4. 利用開始からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス、支援計画書」がある場合はその内容を踏まえ、利用開始後に作成するそれぞれのサービスに係る介護予防計画に定めます。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	配置基準
1. 管理者	1 名	1 名
2. 生活相談員	2 名	1 名
3. 介護職員	4 名	2 名
4. 看護職員（機能訓練指導員兼務）	1 名	1 名
5. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	1 名	1 名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	常勤（兼務）
2. 生活相談員	常勤（兼務）
3. 介護職員	常勤
4. 看護職員	非常勤（兼務）
5. 機能訓練指導員	非常勤

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

○ 介護予防認知症対応型通所介護サービス

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、介護保険負担割合証により8割、7割の場合もあります）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を計画します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。但し、身体状況によっては、入浴を中止する場合があります。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するために個別の計画を策定し、機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・来苑時に健康チェックを行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご利用者と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑦ 生活相談

- ・ご利用者の生活上の相談や介護相談をいたします。また認知症や認知症の周辺症状等については看護師などと連携し、相談援助をいたします。

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と利用時間に応じて異なります。）

※料金表は別表に記載しています。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 利用者の食事等の提供

ご利用者の栄養状態に適した食事等を提供します。

利用料金：一回あたり 750円

② 日常生活

日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆ 経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

サービス利用終了後、翌月25日までにお支払いください。

納入通知書等を発行しますので、指定の金融機関に支払ってください。

支払いに関する手数料は、ご利用者の負担でお願いいたします。

(4) サービス利用の変更・追加・中止等について

① 当事業所の稼働状況によりご利用者の希望期間にサービスが利用できない等の変更・追加・中止について、ご相談に応じます。

② 災害時等では、こちらの都合でデイサービスを中止する場合があります。

③ 台風・大雨等により警報が出た場合、状況を見ながら家族（家族と連絡が付かない場合はケアマネ）と連携をとり、お迎えの前であればデイサービスの中止、利用中であれば早期帰宅・ことぶき苑で待機等の対応をします。

7. サービス利用をやめる場合

当事業所の利用については、終了する期日を特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、介護予防認知症対応型通所介護サービスを利用することができますが、下記のような事項に該当するに至った場合には、介護予防認知症対応型通所介護サービス利用を終了していただくことになります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要支援認定によりご利用者の心身の状況が、自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者からサービス利用の解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から利用解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約の申し出の場合

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく介護予防認知症対応型通所介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他サービス利用を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からのサービス解除の申し出の場合

以下の事項に該当する場合には、サービス利用の全部又は一部を解除させていただきます。

- ① ご利用者が、サービス利用開始時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、サービス利用を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、利用サービスを継続しがたい重大な

事情を生じさせた場合

- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあったり、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような）を繰り返すなど、サービス利用を継続しがたい重大な事情が生じた場合

8. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、お預かりしている財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者にご提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご利用者へのサービスの提供時において、ご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
このことについて「個人情報使用」に関する同意書をいただき、その範囲で個人情報を使用することとします。

9. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、当施設を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

- (1) 他の利用者や当施設の職員に対し、暴力行為や、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- (2) 喫煙
喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10. 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。
ただし、その損害の発生の原因に、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、明らかに自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、契約者締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者（その家族、身元引受人等含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は、不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ⑤ 契約者の不注意等、事業者もしくはサービス従事者に過失責任のない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

1 1 . 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 (担当者)

次長兼課長 (地域支援課長) 中村 由美
 管理者 前田 ちなみ

受付時間 週月曜日～金曜日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

○ 苦情解決責任者

所 長 堂垣 春水

○ 第三者委員

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団監事 田村 賢一

受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝、年末年始除く)

電話番号 0 7 8 - 0 2 9 - 5 6 5 5 内線 3 2

F A X 0 7 8 - 9 2 9 - 5 6 8 8 (2 4 時間受付)

法務省 保護司 宗野 義潔

受付時間 0 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝、年末年始除く)

携帯番号 0 9 0 - 5 8 8 7 - 6 1 2 6

江戸町法律事務所弁護士 吉田 邦子

受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (土日祝、年末年始除く)

電話番号 0 7 8 - 3 3 1 - 0 5 8 6

F A X 0 7 8 - 3 3 1 - 0 5 4 5 (2 4 時間受付)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

<p>○ 国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番 1-1801号 電話番号 078-332-5617 F A X 078-332-5650 受付日 月曜日～金曜日 (祝日除く) 受付時間 8 : 4 5 ~ 1 7 : 1 5</p>
<p>○ 豊岡市高年介護課</p>	<p>所在地 兵庫県豊岡市立野町12番12号 電話番号 0796-29-0055 F A X 0796-24-9088 受付日 月曜日～金曜日 (祝日除く) 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5</p>

1 2. 重要事項の変更

当事業所の重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、ご利用者にその内容を文書で交付し、口頭によりご説明した上で署名、押印をいただきます。

1 3. 附則

この重要事項説明の内容は、指定の日から適用します。

